

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和7年9月1日全国労災病院労働組合大阪支部支部長加藤三和子から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和7年9月3日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 事件
増員等の要求に関する件
- 2 日時
令和7年9月12日から本問題の解決に至るまでの期間
- 3 場所
堺市北区長曾根町1179番3号大阪ろうさい病院において、全国労災病院労働組合大阪支部の組合員が従事する全職場
- 4 概要
救急外来患者及び入院中の重症患者用保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、その他の争議行為を実施する。